

201317020A

厚生労働科学研究費補助金

障害者対策総合研究事業

障害者虐待の防止及び養護者・被虐待障害者の  
支援の在り方に関する研究

平成 25 年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 志賀 利一

平成 26 (2014) 年 3 月

厚生労働科学研究費補助金

障害者対策総合研究事業

障害者虐待の防止及び養護者・被虐待障害者の  
支援の在り方に関する研究

平成25年度 総括・分担研究報告書

研究代表者 志賀 利一

平成26 (2014) 年 3 月

## 目 次

### I. 総括研究報告

障害者虐待の防止及び養護者・被虐待障害者の支援の在り方に関する研究・・・1

主任研究者 志賀利一

### II. 分担研究報告

1. 相談機関における障害者虐待の支援実態に関する研究・・・5

主任研究者 志賀利一

(資料1) 虐待事例調査のまとめ

2. 障害者虐待防止の構造について・・・33

分担研究者 大塚晃

3. 施設従事者等の虐待防止と対応・・・35

主任研究者 志賀利一 分担研究者 佐藤彰一

4. 養護者虐待の実態に関する研究・・・39

分担研究者 井上雅彦

5. 障害者雇用の場における虐待の防止と支援・・・43

分担研究者 小川浩

(資料2) a. 平成25年度「障害者虐待防止に関する研究会」及び「障害者虐待防止を  
考える研究セミナー」まとめ

b. 障害者虐待防止法施行後半年（平成24年度下半期）の調査結果報告書  
から

c. 障害者虐待防止を考える研究セミナープログラム

(資料3) 各調査で用いた調査票

a. 調査票【往復はがき調査】

b. 調査票【事例調査】

### III. 研究成果の刊行に関する一覧表

障害者虐待の防止及び養護者・被虐待障害者の支援  
の在り方に関する研究

総括研究報告書



## 障害者虐待の防止及び養護者・被虐待障害者の支援の在り方に関する研究

主任研究者 志賀 利一<sup>1)</sup>

### 1) 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

#### 【研究要旨】

本研究は障害者虐待防止法の趣旨に従い、モデル事例を作成し虐待防止法の運用に関する総合的対応策と具体的な提言を目的とするものである。具体的には、①虐待の予防と早期発見の方策、②虐待発生や疑いの通報・届出の適切な対応方法、③養護者への適切な支援、④障害者福祉施設等や企業等への対応・立ち直りに向けての取り組み、以上の①から④に関する全国での実施状況について広範囲に事例収集し、法律上・運用上の課題を分析する。

平成 25 年度（3 年研究の 1 年目）においては、相談機関を対象に 2 種類の調査を実施し、相談機関の障害児者虐待の認知状況と業務実態の把握とともに、事例収集を行った。また、収集した事例を検討委員会で分析するとともに、障害者より先行して実施されている児童・高齢者分野の実践者及び研究者を招く研究会を開催した。さらに、これらの成果報告として、障害者虐待防止を考える研究セミナーの開催を行った。

結論として、障害者虐待防止法が施行された平成 24 年度下半期では過年度及び上半期に比べ相談機関における虐待認知件数が顕著に増加していることから、障害者虐待防止法の施行による一定の効果がうかがわれた。また、障害者虐待防止は予防－介入－事後対応という 3 つの場面から成り立っていることを理解した上で対応する必要がある。その中で、養護者虐待にはソーシャルワーク的対応、障害者福祉施設従事者等による虐待は事業種類によって虐待の態様が異なることを理解した上で対応の必要性がうかがえた。また、事例収集より虐待リスクの高い世帯の特徴や障害者福祉施設従事者等による虐待、使用者による虐待の特異性等について検討した。

#### 平成 25 年度 分担研究者氏名・所属機関名 および所属機関における職名

大塚 晃	上智大学総合人間科学部	教授
井上雅彦	鳥取大学大学院医学系研究科	教授
小川 浩	大妻女子大学人間関係学部	教授
佐藤彰一	國學院大学法科大学院	教授

#### A. 研究目的

本研究は、障害者虐待防止法の趣旨に従い、①虐待の予防と早期発見の方策、②虐待発生や疑いの通報・届出の適切な対応方法、③養護者への適切な支

援、④障害者福祉施設等や企業等への対応・立ち直りに向けての取り組み等、以上の①～④に関する全国での実施状況について、広範囲に事例収集し、法律上・運用上の課題を分析する。さらにモデル事例を作成し、虐待防止法の運用に関する総合的対応策と具体的な提言を最終的な目的とする。

平成 24 年 10 月に施行された障害者虐待防止法では、各方面から大きな期待が寄せられると同時に、「虐待が家庭・福祉施設等・就労先の 3 種に規定されていること」「身体拘束を許容する正当な理由の解釈」「家庭における不当な差別的言動の扱い」「障害者同士の虐待を支援者が防止しないことが虐待に含まれる」など法律の条文の留意点が指摘されている。また、各機関・行政単位の密な連携と地域の各

種ネットワーク構築の重要性も指摘されている<sup>2)</sup>。例えば、使用者の虐待について市町村虐待防止センターが通報を受けた場合、都道府県に通知し、都道府県から労働局に報告、さらに労働局より報告を受けた最寄りのハローワークが労働関係の各種労働法令の違反の有無を確認し是正指導という流れになっている。法の趣旨に従い、地域の虐待防止と早期発見、および適切な支援を展開するには、明確にすべき運用上の課題は多い。さらに、家族による虐待における、愛情・熱意と社会からの孤立という葛藤<sup>3)</sup>、差別禁止の法整備との関連性、そしてすべての国民一人ひとりの意識の問題<sup>4)</sup>等、広く事例を収集し、様々な専門的な視点から分析することが重要である。

## B. 研究方法

平成 25 年度に実施した調査・研究は、次の通りである。①相談機関における認知状況及び業務実態の調査、②障害者虐待に関する事例調査、③検討委員会の開催、④障害者虐待防止に関する研究会の開催、⑤障害者虐待防止を考える研究セミナーの開催。

### 1. 調査

#### (1) 相談機関における認知状況及び業務実態調査 (調査 1)

全国の相談支援事業所 (一般相談) 3,066 ヶ所及び障害者就業・生活支援センター 317 ヶ所を本調査の対象とした。平成 25 年 9 月 2 日から 9 月 27 日を調査期間として郵便により調査票を配布・回収した。1,545 事業所から回答があり、回収率は 45.7%であった。調査項目は、障害 (児) 者虐待の認知状況 (2 平成 22 年度～平成 24 年度; 平成 24 年度は上半期・下半期別)、平成 24 年度下半期の認知件数の内訳 (年齢区分、相談者、障害種別、虐待の種類、虐待者)、障害者虐待防止法による通報・届出件数である。これらのデータを用いて統計処理を行った。

#### (2) 事例調査 (調査 2)

相談機関が把握する、虐待あるいは虐待が疑われる事例から、障害者虐待の実態とその対応の課題について探索的に検討を行うことを目的に事例調査を

行った。調査対象は上記 1 の調査で「虐待 (疑い含む) 事例の認知あり」もしくは「通報・届出あり」と回答した 467 ヶ所 (相談支援事業所 406 ヶ所、障害者就業・生活支援センター 61 ヶ所) とし、平成 25 年 10 月 28 日から 11 月 21 日を調査期間として郵便により調査票を配布・回収した。収集事例数は 234 事例であった。調査項目は、①虐待が発覚した時期、②被虐待者の情報 (年齢、性別、障害種別、福祉サービス等の利用状況、同居している家族・親族の状況、同居者以外の家族・親族の状況)、③虐待及び虐待が疑われる事案の内容、④虐待及び虐待が疑われる事案の対応の経過、⑤虐待防止センターへの通報について、の 5 項目である。事例データは、4 名が複数の事例間の比較により帰納的及び焦点的なカテゴリ化を行った。分析の妥当性を確保するため、得られた結果について再検討及び再カテゴリ化を 2 回経た後に確定した。

## 2. 研究会

### (1) 検討委員会

法律、養護者 (心理・発達)、福祉施設・サービス事業所、使用者 (障害者雇用)、地方自治体といった領域の専門家が参加する検討委員会を 3 回開催し、収集した事例について検討した。

### (2) 障害者虐待防止に関する研究会

実践経験及び課題意識の高い自治体や有識者、先行して虐待防止法等が実施されている児童・高齢等の他分野での取り組み状況及び課題をうかがう研究会を 3 回開催した。

### (3) 障害者虐待防止を考える研究セミナー

上記の検討委員会及び研究会の成果を踏まえた研究セミナーを開催し、112 名の参加があった。

## C. 結果と考察

### 1. 主任研究 (1) 「相談機関における障害者虐待の支援実態に関する研究」

調査 1 の結果、障害者虐待防止法が施行された平成 24 年度下半期では過年度及び上半期に比べ相談

機関における虐待認知件数が顕著に増加していることから、障害者虐待防止法の施行による一定の効果が窺われる。また、234 事例の探索的な分析からは障害者に特徴的と思われる様々な虐待の態様が示された。

養護者による虐待については、自治体に対する支援として虐待の判断や対応に資するような情報が提供される必要、及び継続的な支援及びケースマネジメントの重要性が指摘できる。

障害者福祉施設従事者等による虐待については、事業所の種類により虐待の態様が異なることや障害者からの搾取を意図的に行うような明らかに悪意のある法人の存在を踏まえた虐待への対応とともに虐待が発見されづらい障害者支援施設における効果的な虐待防止の在り方の検討が求められる。

使用者による虐待については、給与の未払いを中心とした経済的虐待と、上司や同僚からの身体的虐待や心理的虐待が事例調査で特徴的であったが、虐待防止の体制整備にあたっては国調査による虐待事案は労働局の指導・監督の結果として把握された労働関係法規違反が大半であることを踏まえる必要がある。

関係機関との連携の在り方においては、他法との適用関係を踏まえた上での被虐待障害者及び養護者への支援について分野横断的な連携・対応、及び刑事司法との連携の重要性が示唆される。

## 2. 分担研究(1)「障害者虐待防止の構造について」

障害者虐待防止については、予防-介入-事後対応(アフターフォロー)という構造になる。これは時系列的な対応であり、支援の一連の流れ(プロセス)でもある。養護者による虐待への対応を考えると、相談援助という一貫した支援、すなわちソーシャルワークの必要性が見えてくる。一方、施設従事者等による虐待への対応としては、運営管理の必要性があげられる。この運営管理には、施設内外の運営に関するものとそれに関与する地方自治体行政の運営管理が含まれる。施設内外の運営管理には、施設内の支援の運営管理、人材の管理、リスク管理や法人組織としての全体の運営管理も重要な課題であ

る。地方自治体行政の運営管理には、法人認可や指導への都道府県の関与、実施主体の責任者としての市区町村の関与が存する。特に、施設従事者等の虐待防止を考えていくときの大きな課題は、障害者のサービス提供の実施主体が市区町村であるのに対して、社会福祉法人等の認可や指導監査の権限が都道府県に置かれている点である。そこには断絶が生じやすい構造がある故に、普段からの緊密な情報交換と連携が必要である。

## 3. 分担研究(2)「養護者虐待の実態に関する研究」

厚生労働省による平成 24 年度調査と相談支援事業所および就業・生活支援センターを対象に行った2つの調査結果から、養護者による障害者虐待の実態について分析し考察を行った。結果として全体的には男女比以外はほぼ同様の傾向が得られることが示された。特に養護者による虐待は福祉施設従事者や使用者と比較して最も多く、障害種別で言うと知的障害と精神障害で7割を超える状況であった。虐待者・被虐待者の年齢や虐待の種類からは、個々の状況の違いとともに脆弱世帯で低年齢から様々な虐待リスクが高いことが示された。また脆弱世帯でない場合もライフステージの中で家族構成が変化し、ハイリスクとなることも示唆された。虐待の予防に関してはリスク把握が重要であるが、その変動性にも敏感である必要性が指摘された。今後、障害種や家族構成、ライフステージによってどのような虐待リスクが生じるかを明らかにするとともに、虐待のグレーゾーンや事実確認後の対応についても支援の実態と効果的な支援の在り方について検討していく必要がある。

## 4. 主任研究(2)「施設従事者等の虐待防止と対応」

「平成 24 年度障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果報告書」「千葉県社会福祉事業団による千葉県袖ヶ浦福祉センターにおける虐待事件問題、同事業団のあり方及び同センターのあり方について(中間報告)」及び本研究結果から、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の実態ならびに問題点を

整理し、制度・運用上の課題を中心に質的な検討を行った。結論として、障害者福祉施設従事者等による虐待の実態は、養護者あるいは使用者虐待より把握されているという証拠は存在しない。その理由として、①事業所が閉鎖的で外部の目が入りづらい、②虐待の通報を行った事業所内部の職員を保護する仕組みの不十分さ、③虐待認定の基準の曖昧さがあると考えられる。

#### 5. 分担研究(3)「障害者雇用の場における虐待の防止と支援」

使用者の虐待では、賃金の不払いや不当な労働条件など、経済的虐待の事例が特徴的であり、しかも就労継続支援事業A型での賃金不払いなど悪質な事例も含まれていた。事業所規模では小規模事業所、住み込み就労等の閉鎖的な労働環境において、経済的虐待と心理・身体的虐待が複合する深刻な事例が見られた。虐待の発見や通報は、就業・生活支援センター等の就労支援機関が関与する例が複数見られたが、その他にも本人による通報、相談支援事業所による通報など経路は様々であり、使用者虐待について本人、事業所を含めて幅広い周知が必要であることが示唆された。

#### D. 結論

1. 障害者虐待防止法が施行された平成 24 年度下半期では過年度及び上半期に比べ相談機関における虐待認知件数が顕著に増加していることから、障害者虐待防止法の施行による一定の効果が窺われる。
2. 障害者虐待防止については、予防-介入-事後対応(アフターフォロー)という構造になる。
3. 養護者による虐待対応は、相談援助という一貫した支援、すなわちソーシャルワーク的対応(継続的な支援及びケースマネジメント)の必要性があげられる。
4. 施設従事者等による虐待は事業所の種類によって虐待の態様が異なる。また、その対応は施設内とそれに関与する地方自治体の運営管理の必要性があげられる。

5. 施設従事者等による虐待は、①事業所が閉鎖的で外部の目が入りづらい、②虐待の通報を行った事業所内部の職員を保護する仕組みの不十分さ、③虐待認定の基準の曖昧さ等の理由から、把握されにくい。
6. 養護者に精神疾患や障害のある人がいたり、母子・父子世帯などでは、低年齢から様々な虐待リスクが高いことが示された。
7. 脆弱世帯でない場合もライフステージによって主たる養護者が別居・離婚・死別などで変わった場合、家族構造が変化しハイリスクになることが示唆された。
8. 使用者の虐待では、賃金の不払いや不当な労働条件など、経済的虐待の事例が特徴的であり、しかも就労継続支援事業A型での賃金不払いなど悪質な事例も含まれていた。
9. 関係機関との連携の在り方においては、他法との適用関係を踏まえた上での被虐待障害者及び養護者への支援について分野横断的な連携・対応、及び刑事司法との連携の重要性が示唆される。

#### E. 参考文献

- 1) 佐藤彰一：障害者虐待防止とは。月刊福祉，2月号，16-19 (2012)。
- 2) 曾根直樹：障害者虐待防止センターの機能とは。さぼーと，9，14-17 (2012)。
- 3) 鈴木治郎：障害者虐待の現状を問う。ノーマライゼーション，5月号，40-41 (2012)。
- 4) 平田厚：障害者虐待防止のさらなる推進に向けて。月刊福祉，2月号，33-35 (2012)。



相談機関における障害者虐待の支援実態に関する研究  
—相談支援事業所及び障害者就業・生活支援センター  
に対する調査から—

相談機関における障害者虐待の支援実態に関する研究  
—相談支援事業所及び障害者就業・生活支援センターに対する調査から—

主任研究者 志賀 利一<sup>1)</sup>

研究協力者 大村 美保<sup>1)</sup> 相馬 大祐<sup>1)</sup> 五味 洋一<sup>1)</sup>

1) 国立重度知的障害者総合施設のぞみの園

【研究要旨】

2012 年 10 月に障害者虐待防止法が施行されたことに伴い、法施行後における実態に基づき養護者・被虐待者への支援の在り方を検討するため、相談機関、すなわち相談支援事業所や障害者就業・生活支援センターにおける障害者虐待に関する相談支援実態を把握するとともに幅広く全国の事例収集を行った。本調査の結果、障害者虐待防止法が施行された 2012 年度下半期では過年度及び上半期に比べ相談機関における虐待認知件数が顕著に増加していることから、障害者虐待防止法の施行による一定の効果が窺われる。また、234 事例の探索的な分析からは障害者に特徴的と思われる様々な虐待の態様が示された。調査結果を踏まえ、養護者による虐待、障害者福祉施設従事者等による虐待、使用者による虐待それぞれについて運用上の課題を示すとともに、関係機関との連携の在り方について考察した。

A. 研究目的

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、障害者虐待防止法）が 2012 年 10 月から施行された。これにより障害者虐待が定義されるとともに、虐待に係る通報が義務化され、報告を受けた場合の措置及び市町村障害者虐待防止センター及び都道府県障害者権利擁護センターの業務範囲が明確に示された。この新たな仕組みに基づいて、予防と早期発見の方策、虐待疑いや発生時の適切な対応、被虐待者のみならず養護者・施設等や使用者の立ち直りに向けての支援等が求められる。

障害の種類、経済状況、生活様式、ライフサイクル、支援の程度等の多様性や、認知機能の低下や偏り、限定されたコミュニケーション手段等を鑑みると、障害者は児童あるいは高齢分野とは異なった虐待の態様及び特徴があると推測される。法施行前から障害者虐待防止への対応に関する検討が行われている<sup>12)3)</sup>が、法施行後における実態に基づき養護者・被虐待者への支援の在り方を検討する必要がある。

本研究は、法施行後の状況について、相談機関、すなわち相談支援事業所や障害者就業・生活支援センターにおける障害者虐待に関する相談支援実態を把握するとともに幅広く全国の事例収集を行い、その分析により障害者虐待の特徴を探索的に明らかにし、以って障害者虐待防止法の運用における課題について整理を行うものである。

B. 研究方法

本研究は以下に挙げる 2 つのアンケート調査により行った。調査の手続きについてはいずれも国立のぞみの園調査研究倫理審査委員会で承認を得た。

【調査 1】相談機関における認知状況及び業務実態調査

全国の相談支援事業所（一般相談）3,066 ヶ所及び障害者就業・生活支援センター 317 ヶ所を本調査の対象とした。2013 年 9 月 2 日から 9 月 27 日を調査期間として郵便により調査票を配布・回収した。1,545 事業所から回答があり、回収率は 45.7%であった。調

査項目は、①障害（児）者虐待の認知状況（2010年度～2012年度；2012年度は上半期・下半期別）、②2012年度下半期の認知件数の内訳（年齢区分、相談者、障害種別、虐待の種類、虐待者）、③障害者虐待防止法による通報・届出件数である。これらのデータを用いて統計処理を行った。

## 【調査2】事例調査

相談機関が把握する、虐待あるいは虐待が疑われる事例から、障害者虐待の実態とその対応の課題について探索的に検討を行うことを目的に事例調査を行った。調査対象は上記1の調査で「虐待（疑い含む）事例の認知あり」もしくは「通報・届出あり」と回答した467ヶ所（相談支援事業所406ヶ所、障害者就業・生活支援センター61ヶ所）とし、2013年10月28日から11月21日を調査期間として郵便により調査票を配布・回収した。収集事例数は234事例であった。調査項目は、①虐待が発覚した時期、②被虐待者の情報（年齢、性別、障害種別、福祉サービス等の利用状況、同居している家族・親族の状況、同居者以外の家族・親族の状況）、③虐待及び虐待が疑われる事案の内容、④虐待及び虐待が疑われる事案の対応の経過、⑤虐待防止センターへの通報について、の5項目である。事例データは、筆者4名が複数の事例間の比較により帰納的及び焦点的なカテゴリー化を行った。分析の妥当性を確保するため、得られた結果について再検討及び再カテゴリー化を二回経た後に確定した。

## C. 結果

### 1. 相談機関における認知状況及び業務実態調査の結果【調査1】

#### (1) 虐待認知件数及び認知事業所数

表1に、相談機関別の虐待認知件数（疑い含む、以下同じ）について年次推移を示す。相談支援事業所、障害者就業・生活支援センターともに、障害者虐待防止法が施行された2012年度下半期では、相談支援事業所が1ヶ所あたり平均0.87件、障害者就業・生活支援センターが1ヶ所あたり平均0.84件と、過年度及び上半期に比べ虐待認知件数が顕著に増加しており、障害者虐待防止法の施行による一定の効

果が認められる。しかしながら、虐待認知件数が0件の事業所数は、年度を追うごとに減少しているものの、2012年度下半期で63.7%と過半数を占めた。1件以上の虐待を認知した事業所は530事業所（36.3%）で件数合計は1,264件であった（図1）。

表1 相談機関別虐待認知件数の年次推移

事業形態	年度	度数	件数合計	平均値	0件の事業所数		
					(最小)	(最大)	(最大)
相談支援事業所	2010年度	1,284	429	0.39	913	0	30
	2011年度	1,287	525	0.46	909	0	32
	2012年度上半期	1,300	641	0.51	948	0	17
	2012年度下半期	1,327	1,130	0.87	844	0	47
障害者就業・生活支援センター	2010年度	158	60	0.48	96	0	5
	2011年度	159	87	0.60	109	0	8
	2012年度上半期	159	77	0.50	114	0	6
	2012年度下半期	160	134	0.84	85	0	8

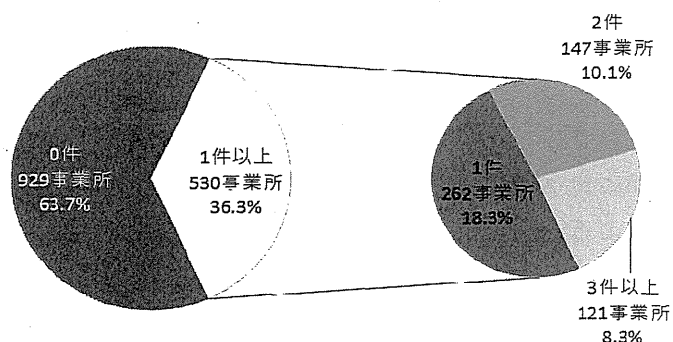


図1 相談機関における2012年度下半期の虐待認知件数

#### (2) 2012年度下半期の虐待認知件数の内訳

2012年度下半期における虐待認知件数の内訳を表2に示す。相談支援事業所と障害者就業・生活支援センターでは異なる傾向が見られた。表2から読み取れる主な結果は以下のとおりであった。

- 年齢は、相談支援事業所では「40 - 64歳」（35.3%）と「19 - 39歳」（35.1%）がほぼ同じ割合で、「6 - 18歳」（19.8%）が続くのに対して、障害者就業・生活支援センターでは「19 - 39歳」（73.9%）が大半を占め、「40 - 64歳」（21.8%）が続く。
- 相談者は、相談支援事業所では「関係機関」（56.0%）が過半数を占め、次いで「本人」（23.2%）、「家族」（12.2%）である。これに対して、障害者就業・生活支援センターでは「本人」（44.5%）が最も多く、次いで「関係機関」（24.8%）、「その他」（16.8%）の順である。
- 主な障害種別では、いずれの相談機関も「知的障害」「精神障害」「身体障害」「発達障害」の順であ

る。相談支援事業所では「知的障害」は54.7%と約半数を占めるのに対し、障害者就業・生活支援センターでは8割強を占める。

□虐待の種類では、相談支援事業所は「身体的虐待」(31.0%)が最も多く、「ネグレクト」(21.9%)、「心理的虐待」(20.5%)、「経済的虐待」(19.6%)と続く。障害者就業・生活支援センターでは「経済的虐待」(30.5%)が最も多く、次いで「心理的虐待」(28.7%)、「身体的虐待」(22.2%)の順である。

□虐待者は、いずれの相談機関も「養護者」の割合が最も多い。相談支援事業所では国調査<sup>4)</sup>の構成比<sup>1</sup>とほぼ同じで「養護者」が約8割を占め、「施設従事者等」が約1割である。障害者就業・生活支援センターでは「養護者」の割合が比較的lowく(44.4%)、次いで「使用者」(37.7%)である。

### (3) 障害者虐待防止法に基づく通報・届出

2012年度下半期における虐待の認知件数に占める通報・届出の割合を図2に示す。相談支援事業所における通報・届出件数は533件で、認知件数に占める割合は47.2%、障害者就業・生活支援センターにおける通報・届出件数は39件で、認知件数に占める割合は29.1%であった。

表2 2012年下半期における虐待認知件数の内訳

		相談支援事業所		障害者就業・生活支援センター	
		件数	構成比	件数	構成比
年齢	未就学児	78	6.4%	0	0.0%
	6-18歳	243	19.8%	6	4.2%
	19-39歳	430	35.1%	105	73.9%
	40-64歳	432	35.3%	31	21.8%
	65歳以上	42	3.4%	0	0.0%
相談者	本人	285	23.2%	61	44.5%
	家族	150	12.2%	19	13.9%
	関係機関	686	56.0%	34	24.6%
	その他	105	8.6%	23	16.8%
	計	170	13.3%	7	4.6%
主な障害種別	身体障害	698	54.7%	125	81.7%
	知的障害	264	20.7%	15	9.8%
	精神障害	99	7.8%	4	2.6%
	発達障害	45	3.5%	2	1.3%
	その他	437	31.0%	37	22.2%
虐待の種類	身体的虐待	309	21.9%	12	7.2%
	ネグレクト	289	20.5%	48	28.7%
	心理的虐待	63	4.5%	8	4.8%
	性的虐待	276	19.6%	51	30.5%
	経済的虐待	34	2.4%	11	6.6%
虐待者	養護者	964	78.6%	67	44.4%
	施設従事者等	105	8.6%	10	6.6%
	使用者	38	3.1%	57	37.7%
	その他	120	9.8%	17	11.3%
	計	170	13.3%	7	4.6%

<sup>1</sup>国調査による障害者虐待防止法施行後6ヶ月間の市区町村等への相談・通報件数は、養護者による障害者虐待3,360件(73.0%)、障害者福祉施設従事者による障害者虐待939件(20.4%)、使用者による障害者虐待303件(6.6%)である。

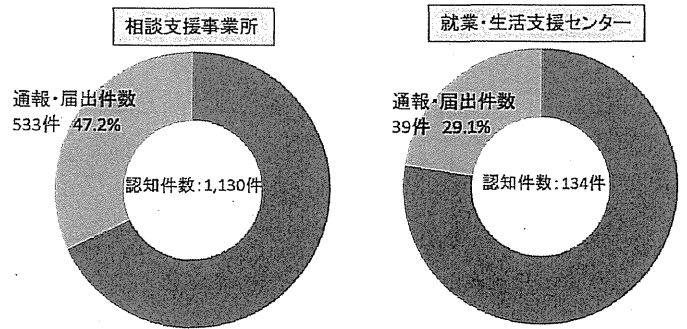


図2 2012年下半期における認知件数に占める通報・届出の割合

## 2. 事例調査の結果【調査2】

### (1) 障害者虐待事例の概要

収集された234事例の虐待類型別・障害種別内訳を表3に示す。虐待類型では、養護者による虐待が8割を超え、次いで障害者福祉施設従事者等による虐待(9.0%)、使用者による虐待(7.7%)であった。障害種別では、知的障害が顕著に多く(52.6%)、次いで精神障害(17.1%)、発達障害(17.1%)の順であった。

表3 収集事例の虐待類型別・障害種別内訳

	身体	知的	精神	発達	重複	無記入	計	(割合)
養護者虐待	17	98	34	7	34	1	191	81.6%
従事者等虐待	1	14	3		3		21	9.0%
使用者虐待	1	11	1	3	2		18	7.7%
その他・無記入			2	2			4	1.7%
計	19	123	40	12	39	1	234	100.0%
(割合)	8.1%	52.6%	17.1%	5.1%	16.7%	0.4%		

### (2) 事例にみる障害者虐待の特徴

#### ① 養護者による障害者虐待

##### ア. 知的障害

養護者による障害者虐待191事例のうち、被虐待者が知的障害児・者の事例は98事例(51.3%)と過半数を占める。これらの事例では主たる加害者として「高齢の親」「主介護者となったきょうだいや父」「精神障害のある家族」のほか、経済的搾取が中心である「悪意のあるきょうだい・親族」による虐待事例も見られた。また、加害の要因を見ると、「脆弱世帯」ケースと本人の「行動障害」に起因するケースが特徴的であった。以下にそれぞれの特徴を示す。

#### 【主たる介護者】

□「高齢の親」による虐待：長い間、知的障害のあ

る本人の介護をしてきた親が高齢となり、本人への介護が困難になって生じる。その多くが身体的虐待であり、虐待との認識がない事例が多く見られた。支援が入ることへの拒否が強い事例も散見された。

□「主介護者となったきょうだいや父」による虐待：親が亡くなり、本人を引き受けたきょうだいや親戚による虐待と、母親の死亡や失踪によって残された父による虐待に大別される。介護困難を背景とした身体的虐待、ネグレクト、心理的虐待の事例のほか、金銭管理をめぐる意識の不一致が経済的虐待（疑い含む）として表面化する事例も見られた。

□「精神障害のある家族」による虐待：何らかの精神障害（疑い含む）のある家族による本人への虐待であり、対応として当該家族の精神症状への治療・介入が求められる事例である。本人のサービス調整を行うも継続的な利用が困難となる事例が散見された。

□「悪意のあるきょうだい、親族」による虐待：きょうだいや親族が意図的に行う虐待で、経済的虐待に加え、身体的虐待や心理的虐待が複合する事例が多く見られた。

#### 【加害の要因】

□「脆弱世帯」ケース：経済状況を含めて世帯全体の生活機能が非常に脆弱であり、その中でも最も弱い立場にある本人への虐待である。身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト、経済的虐待の事例が見られた。

□本人の「行動障害」に起因するケース：行動障害のある子に対して身体拘束や冷水をかける等の身体的虐待に至る事例である。母子の強い共依存関係が背景にある事例が多く見られた。

#### イ. 精神障害

養護者による障害者虐待 191 事例のうち、被虐待者が精神障害者の事例は 34 事例（17.8%）である。これらの事例について主たる加害者を分類すると、被害者が知的障害である事例群で見られた「親」「きょうだい」のほか、「配偶者」による身体的虐待や「子ども」による身体的虐待、経済的虐待、ネグレクト

の事例が見られた。「その他」の加害者として同居の祖母、あるいは別居の妹の内縁の夫による虐待事例もあった。また、加害の要因を見ると、「本人の精神症状や行動」に起因するケースと「家族性」のケースが特徴的であった。以下に特徴を示す。

#### 【加害の要因】

□「本人の精神症状や行動」に起因するケース：本人の精神症状や行動が要因となって起きる虐待である。その対応は本人への介入が優先され、治療反応性が期待できない場合に家族への支援が行われることが多い。

□「家族性」ケース：同居家族の精神症状（疑い含む）に起因するものと、家族が本人の障害を理解しないことによるものに大別される。

#### ウ. 身体障害

養護者による障害者虐待 191 事例のうち、被虐待者が身体障害者の事例は 17 事例（8.9%）である。主たる加害者として「配偶者」や「子ども」が挙げられるのは被虐待者が精神障害である事例群と同様である。

#### エ. 発達障害

養護者による障害者虐待 191 事例のうち、被虐待者が発達障害の事例は 7 事例（3.7%）である。いずれも被虐待者は児童であり、家庭において養育上の問題がある事例であった。ほぼすべての事例で児童相談所を含む行政機関が関わっていたが、中には本来対応すべき児童福祉領域の機関への通報を学校が行わない事例もあった。

#### オ. 児童

養護者による虐待について被虐待者が児童である場合においては児童虐待防止法の対象となるが、虐待者である養護者への福祉的な支援を行うため相談支援事業所等が関わる事例が見られた。これらの事例の中には、初回の連絡・相談が児童福祉担当部局ではなく障害者虐待防止センターに入るケースもあった。

#### カ. 遠い親戚ないし第三者が加害者である事例

収集事例の中には、障害種別を問わず、主たる加害者が遠い親戚や第三者である虐待事例が散見された。具体的には、他県の親族からの金銭要求に本人



が応じているケースや、母の交際相手からの性的虐待、あるいは既婚女性によって結婚資金と称して給与を取り上げられていた等のケースなどである。

## ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待は21事例で全体の9.0%を占めた。

### ア. 事業種類による分類

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の事例を事業種類別に分類すると「グループホーム」と「就労支援事業」の事例が見られた。障害者支援施設における虐待事例は今回の調査では把握されなかった。以下に事業種類別の特徴を示す。

#### 【事業種類別の特徴】

□グループホーム：継続して生活する中で起きる密室的な虐待で、多くの場合、加害者は世話人である。日中活動は別事業所を利用することが多いため発見につながる事例が多い。

□就労支援事業：就労に向けた訓練や指導のエスカレート、あるいは福祉サービスの基本的な知識不足が原因で生じる虐待であり、加害者は管理者レベルであることが多い。

### イ. 加害の要因

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待について、加害の要因として特徴的であったのは、明らかに悪意ある法人で起きる虐待である。障害者からの搾取を意図的に行う事例が数例見られた。具体的には、高齢者グループホームを運営する小規模の事業所にヘルパーとして住み込みで就職したところ、当該法人の経営するケアホーム及び就労移行支援事業の利用料請求を受けたケース等が挙げられる。

## ③使用者による障害者虐待

使用者による障害者虐待は18事例で全体の7.7%を占めた。事例では、使用者からの給与の未払いを中心とした経済的虐待と、上司や同僚<sup>14</sup>からの身体的虐待や心理的虐待が特徴的であった。また、住み込みの就労形態で非常に劣悪な環境で長期間働いている障害者に対する、あらゆる虐待の要素が複合的に含まれる事例も複数見受けられた。具体的には、30

年間住み込みで働いているが給与がなく小遣いをもたらすのみで、障害年金の管理も使用者が行っており、使用者から暴力を振るわれており、本人が児童相談所に相談して発覚した事例等が挙げられる。

障害者虐待防止法の運用においては、ジョブコーチをはじめとする職業リハビリテーションの支援が付いていない場合には虐待の発見が難しい一方で、支援付き雇用のケースで使用者による虐待を発見した場合は支援機関がジレンマを抱えがちであることが事例から窺えた。

## D. 考察

本調査の結果、障害者虐待防止法が施行された2012年度下半期では過年度及び上半期に比べ相談機関における虐待認知件数が顕著に増加していることから、障害者虐待防止法の施行による一定の効果が窺われる。また、234事例の探索的な分析からは障害者に特徴的と思われる様々な虐待の態様が示された。以下の考察では、調査結果を踏まえ、障害者虐待防止法を運用する上での課題を整理する。

### 1. 養護者による虐待

#### (1) 自治体に対する支援の必要性

本研究で収集した養護者虐待の事例には、そもそも虐待であるかどうかの判断が難しいケースが少なく、また、事案内容が非常に似かよっていても虐待かどうかの判断やその後の対応はケースにより相当に異なっており、判断そのものが難しいだけでなく自治体ごとに判断の揺れが存在することが窺える。障害者虐待への対応を積み重ねることにより対応のばらつき幅は少なくなると想定されるものの、障害者虐待防止法施行後からわずか1年余りであることを鑑みると、自治体における障害者虐待への対応の経験は圧倒的に不足していると考えられる。

こうした状況を踏まえ、虐待の判断や対応に資するような情報が自治体に提供される必要がある。例を挙げると、分離保護を行ったようかなり深刻な虐待事案に関して、虐待事案の内容、虐待の判断の根拠、対応経過とその後の支援の状況、帰結といった実際の具体的対応を示すことで、自治体が行う虐待の判断や対応の参考となると考えられる。また、

<sup>14</sup> 障害者虐待防止法では当該事業所に雇用される他の労働者による虐待と同様の行為の放置は使用者によるネグレクトに相当する。

障害者虐待の事例を分析した結果からは、被虐待者の障害の種類（身体、知的、精神など）、年齢、虐待者（親、きょうだい、子など）、虐待の種類・類型（身体的虐待、性的虐待、経済的虐待、ネグレクト、心理的虐待）、加害の要因、虐待の深刻度及び緊急度等に何らかの傾向が存在すると推測される。障害者特有の虐待の発生構造や要因を統計的に明らかにすることによって、予防、早期発見、介入・支援に役立てることが可能となると思われる。

## （２）継続的な支援及びケースマネジメントの重要性

収集事例のうち相談機関が虐待防止センターに通報していないケースでは、その理由として、相談機関が被虐待者・養護者支援として以前から関わっている、あるいは自治体から要請を受けて支援が開始されたというものがかなりの数にのぼった。中には虐待認定されたかどうか知らされないまま自治体の要請を受けて支援を行っている事例も存在した。これら事例からは、当該事案が虐待であるかどうかの判断にかかわらず、相談機関は養護者ならびに被虐待者に対して必要に応じて支援を提供していることがわかる。新規に虐待と認定されたケースへのその時点における対応だけでなく、虐待ではないと判断されたケースを含め、継続的な支援及びケースマネジメントの重要性が改めて示唆される。個別事案について継続的な支援の実施状況の把握が求められる。

## ２．障害者福祉施設従事者等による虐待

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待は、グループホームにおける継続して生活する中で起きる密室的な虐待や、就労支援事業所における指導のエスカレートや基本的な障害の理解の欠如が原因の虐待のように、事業所の種類により虐待の態様が異なることが示され、虐待予防や早期発見、事後対応に活かすことが求められる。また、障害者からの搾取を意図的に行うような明らかに悪意のある法人が存在しており、監査や指導の在り方を検討する必要がある。

なお、障害者虐待防止法施行後１年間で大きく報道された虐待は、障害者支援施設で起きた相当に深刻なケースが多い。しかしながら、今回の事例調査では障害者支援施設での虐待事例は把握できなかつ

た。このことは障害者支援施設における虐待は相談機関にはほとんど情報が来ないためキャッチされないことを意味する。障害者支援施設で虐待を予防・発見して早期に対応するための効果的な仕組みの在り方を検討する必要がある。

## ３．使用者による虐待

本調査で把握された使用者による虐待事例では、使用者からの給与の未払いを中心とした経済的虐待と、上司や同僚からの身体的虐待や心理的虐待が特徴的であった。ところで、使用者による虐待に関する国調査<sup>5)</sup>では、使用者による虐待の大半が労働基準法等の労働関係法規の違反であり、しかも最低賃金法関係がほとんどである。つまり、従来の労働局の指導・監督の結果として把握された労働関係法規違反が、使用者による虐待として通報・確認に至っていることが推測される。使用者による虐待の早期発見及び対応に関する体制整備にあたっては、こうした状況を踏まえる必要がある。

## ４．関係機関との連携の在り方

養護者による虐待について被虐待者が児童である場合においては児童虐待防止法の対象となるが、虐待者である養護者への福祉的な支援を行うため相談支援事業所等が関わる事例が複数見られた。これらの事例の中には、初回の相談が児童福祉担当部局ではなく障害者虐待防止センターに入るケースもあった。児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、あるいは配偶者からの暴力等の防止等に関する法律等といった他法との適用関係を踏まえた上で、被虐待障害者及び養護者への支援について分野横断的な連携・対応が求められることがわかる。

また、刑事司法との連携についても課題である。本調査で把握された刑事司法との連携が必要であると思われる事例は、遠い親戚や第三者、あるいは悪意あるきょうだい・親族が加害者である養護者による虐待、悪意のある法人による障害者福祉施設従事者等による虐待、住み込みの就労形態で非常な劣悪な環境に長期間働いている障害者に対する使用者による虐待等が挙げられる。他分野での取り組みや先駆的な実践を行っている自治体を参考に、刑事司法との連携の在り方について課題を整理する必要がある。

ると考えられる。

## E. 結論

本調査の結果、障害者虐待防止法が施行された2012年度下半期では過年度及び上半期に比べ相談機関における虐待認知件数が顕著に増加していることから、障害者虐待防止法の施行による一定の効果が窺われた。また、234事例の探索的な分析からは障害者に特徴的と思われる様々な虐待の態様が示された。事例の分析を通して得られた結論は以下のとおりである。

1. 養護者による虐待については、自治体に対する支援として虐待の判断や対応に資するような情報が自治体に提供される必要、及び継続的な支援及びケースマネジメントの重要性が指摘できる。
2. 障害者福祉施設従事者等による虐待については、事業所の種類により虐待の態様が異なることや障害者からの搾取を意図的に行うような明らかに悪意のある法人の存在を踏まえた虐待への対応とともに虐待が発見されづらい障害者支援施設における効果的な虐待防止の在り方の検討が求められる。
3. 使用者による虐待については、給与の未払いを中心とした経済的虐待と、上司や同僚からの身体的虐待や心理的虐待が事例調査で特徴的であったが、虐待防止の体制整備にあたっては国調査による虐待事案は労働局の指導・監督の結果として把握された労働関係法規違反が大半であることを踏まえる必要がある。
4. 関係機関との連携の在り方においては、他法との適用関係を踏まえた上での被虐待障害者及び養護者への支援について分野横断的な連携・対応、及び刑事司法との連携の重要性が示唆される。

## F. 参考文献

- 1) 特定非営利活動法人 Panda-J：平成 20 年度厚生労働省障害保健福祉推進事業「障害者虐待防止マニュアル 行政・支援者が障害者虐待に適切に対応するために」(2009)。
- 2) 特定非営利活動法人 Panda-J：平成 22 年度厚生労働省

省障害保健福祉推進事業「サービス提供事業所における虐待防止指針及び身体拘束対応指針に関する検討」(2011)。

- 3) 社会福祉法人全国社会福祉協議会：障害者虐待防止の手引き(チェックリスト)
- 4) 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課：平成 24 年度「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査結果報告書(2013)。
- 5) 厚生労働省大臣官房地方課労働紛争処理業務室：「使用者による障害者虐待の状況等」について(2013)。

(資料1)

虐待事例調査のまとめ

## 虐待事例調査のまとめ

回答のあった234件の虐待事例の中から、代表的な虐待事例について整理を行った。なお整理に当たっては、「分類名」、「分類の定義」、「事例番号」、被虐待者の「基本情報」、「虐待の内容」とした(例)。被虐待者の「基本情報」内に年齢を記載しているが、ここでの年齢とは虐待を受けた年齢としており、また記載にあたっては、乳児、幼児、小学生・・・10代、20代、30代・・・というように、年齢等から本人が特定されないよう配慮を行った。

なお、「虐待の内容」欄に記入してある文についても、記入者の表現を崩さないよう、可能な限りそのままの表記を心がけた。

例)

「分類名」
「分類の定義」
「事例番号」 「基本情報：年齢、性別、障害種別」
「虐待の内容」

### 事例1-1 養護者による虐待 知的障害 脆弱世帯

「暴力・暴言」「ネグレクト」「経済的虐待」の3種類に分類を行った。

I 暴力・暴言 ← 「分類名」
家族全体が弱く、その中でも弱い立場にある人への暴力や暴言。 ← 「分類の定義」
【事例1-1-1】 小学生・女性・知的障害 ← 「基本情報：年齢、性別、障害種別」
↑「事例番号」 父(知的)、母(知的)、本人、妹(ポーター)の4人世帯。一番能力的に低い本人へ母と妹が暴言・暴力。手足につねった跡、足首に痣。家が近づくと吐くなど本人の不安定さが目立つ。児相と市が関わっている案件。 ← 「虐待の内容」



## 事例1-1 養護者による虐待 知的障害

I 行動障害のある人への虐待	
行動障害のある子への虐待。身体拘束をしたり、冷水をかけたりする等、家族で対応しようとした結果が虐待となっている。母子の強い共依存関係が背景にある事例が多い。家庭生活は破綻寸前である。	
【事例1-1-1】	30代・女性・知的障害 非常に強い依存関係のあった母との関係を見直そうとしたところ大声をあげる等の行動障害が出るようになり、母は車で寝泊まりし、父が対応。首を締める、口を塞ぐ等の行為があった。精神科やショートステイを転々とさせる間に調整を進め、入所に至る。
【事例1-1-2】	20代・男性・知的障害・発達障害 母への他害があると、クールダウンのために着衣のまま浴室で冷水をかけることがあると母からの報告。居宅事業所が通報。要注意ケースとして自宅訪問時の様子の観察。
【事例1-1-3】	20代・男性・知的障害 本人が言うことを聞かない時(体調が良くないのに風呂に入ろうとする等)母が怒鳴り、引っ掻く等の体罰をする。体罰については母が連絡ノートを自ら書き相談支援事業所に伝えている。
II 高齢の親による抱え込みで生じた虐待	
長い間、子どもの介護をしてきた親が高齢となり、介護が困難になる中で生じた虐待。身体的虐待が主。しつけという意識で、虐待との認識がないものが多い。長い期間、家庭で見してきたこともあり、支援が入ることへの拒否が強い事例も見られる。	
【事例1-1-4】	40代・男性・知的障害 父(80代)と弟(40代)による身体的虐待。10数年前よりダンスにくられる等の行動制限があり、排せつも下着 or おむつ。父・弟ともに虐待の認識は皆無。見守りを開始し、法施行と同時に通報。その後、医療ネグレクト発生により緊急保護。
【事例1-1-5】	40代・男性・知的障害・身体障害 70代の母(認知症の疑い)によるネグレクト。母サービスなし。本人は生活介護。急激な体重減少を確認し、高齢者虐待のチャートに沿って対応(法施行前)。状況が悪化し、法施行後、通報と同時に後見人申し立てとサービス利用開始。
【事例1-1-6】	50代・女性・知的障害 母から「しつけ」として叩かれる。生活介護事業所が通報。計画相談にかけ、行動援護の利用を追加。相談支援が自宅訪問し、モニタリングを定期的に行う。
III 主介護者となった兄弟や父からの虐待	
①親が亡くなり、本人を引き受けた兄弟や親戚が行う虐待、②母親の死亡や失踪により、残された父親が行う虐待。介護困難を背景とした身体的虐待やネグレクト、心理的虐待の他、金銭管理の方法に互いが納得していない状況が経済的虐待(疑い)として表面化することがある。	
【事例1-1-7】	50代・男性・知的障害 弟と二人暮らし。弟からの暴力と金銭的な搾取。母は長期入院中。通報後、日中活動と短

	期入所(緊急避難先)の調整を行った。
【事例1-1-8】	20代・女性・知的障害・身体障害 父、姉(重心)と同居。母親が亡くなり父親が主介護者に。障害に対して否定的な暴言、首を絞める。訪問したヘルパーが発見し通報。利用事業所と情報共有し、見守りを継続。
【事例1-1-9】	50代・男性・知的障害・身体障害 弟と二人暮らし。飲酒強要、おむつに便がついたまま放置等。利用していた相談支援が通報。サービスの調整をしながら見守り。
【事例1-1-10】	50代・男性・知的障害 母(80代・認知症)と兄(60代)と同居。兄が母と本人の通帳等を管理し、お小遣い制。身体的虐待も疑いはあるが事実確認が困難。権利擁護利用を含めて支援検討。
【事例1-1-11】	50代・男性・知的障害・身体障害 兄の家庭(兄嫁・姪)に同居。「年金の通帳を兄が管理しており自由にならない。何年も買い物に行っていない」と訴え。相談支援を介して兄と話し合い、お小遣い+移動支援利用で自分の物は自分で買いに行く方向に。
IV 精神障害のある家族からの虐待	
何らかの精神障害(疑い含む)のある家族からの虐待。家族の精神科症状への介入が必要と考えられる。サービス調整をしても継続的な利用が困難なケースもある。	
【事例1-1-12】	年齢不詳・男性・知的障害 施設入所中に母が「方角が良くない」と自宅に連れ帰る。体重低下、褥瘡等発生し、ネグレクト事案として措置による入所。成年後見が立つまで施設にて金銭立て替え。
【事例1-1-13】	10代・男性・知的障害 父母と同居。母(てんかん・うつ)による殴る、首を絞める等の身体的虐待。逃げ込んだ先の民生委員より通報。市ケアワーカーと連携しながら見守り。本人の日中一時の利用を進め、現在は暴力の報告はない。
【事例1-1-14】	20代・男性・知的障害 母との二人暮らし。母の不安定時に入浴、整容、食事の世話等がなされず。朝の送り出しの際の居宅介護、レスパイト目的の短期入所の調整をするが、いずれも母と事業所との間にトラブルが起こり、もともと利用していた生活介護にも通わなくなった。その後、母との連絡も難しくなり、現在は入所先を探している。
【事例1-1-15】	40代・女性・知的障害 母は精神科通院中。「一緒に死のう」「顔も見たくない」等の心理的虐待。目の前で灯油を被って死のうとした。本人から相談に訴えがあり通報するも、緊急性はないとの判断で医療につなぐ。
V 悪意のあるきょうだい、親族	
きょうだいや親族が本人から意図的に経済的搾取等の虐待を行っている。	
【事例1-1-16】	40代・女性・知的障害 両親が他界後、他市に住んでいる妹とその子どもが身を寄せるようになる。年金を渡さない、福祉サービス利用の拒否、本人に暴言、包丁をつきつける等あり。本人がヘルパー事